

葉山港指定管理業務事業実施計画書

I 平成 27 年度事業計画

1. 利用承認及びそれに付随する業務の適正な実施について

条例、規則、事務処理要綱等を遵守し、中立公平を旨として実施する。
また、申請者の個人情報等を数多く取り扱うことから、漏洩等のないよう十分注意して事務を行う。

(1) 更新通知

承認期間満了日の 45 日前に更新申請の通知を利用者に送付し、周知を図る。

(2) 申請受理

原則的に窓口にて申請手続きをしてもらい、その場で記載漏れや利用金額等に誤りがないか、添付書類に漏れがないか等、細心の注意を払って確認の上受理する。さらに、電算へのデータ入力の時点でも十分注意を払って行う。

(3) 未手続き者

システムにより未手続き者のリストを出力し、確認を行い、文書にて督促をする。

(4) 臨時利用者

栈橋及浮び船舶保管地を使用状況に応じて臨時の利用者に対して臨機応変に提供し、継続年間利用者の手続きと同様の手順で事務処理を行う。

(5) 新規利用者

空きバースの確認をこまめに行い、新規艇の利用を促進し、有効活用していく。募集にあたっては、県広報、葉山港公式ホームページ等、広く募集をかけられる方法を実施する。

2. ヨット施設利用者等の安全管理等業務（出艇届、帰港届の管理、気象情報提供、出艇禁止措置、海上監視、A 防波堤開門時間の変更等）について

利用者の安全を最優先に、気象情報等に常に注意を払い出艇届等の受理を行う。

(1) 出艇届等の受理

艇の安全を確保するため、出港する艇は出艇届を必ず提出してもらい、標旗を貸与する。緊急時に迅速な対応がとれるよう携帯電話番号を記載してもらい注意を払う。帰港した際は速やかに帰着申告をしてもらい、標旗を返納してもらう。
臨時利用者については、上記と同様に出港届の提出を徹底し、標旗の代替えとし管理事務所で発行の出港証を出艇の際に渡し、帰着後すみやかに返納をしてもらう。

(2) 気象情報の提供

注意報等の情報は、独自で契約している気象予報会社と葉山町消防本部からの情報を随時 F A X で受信し、事務所前に掲示し利用者に周知する。必要に応じて港内放送を

行い、問い合わせ等にも対応する。風向風速情報については、22年度内に設置したライブカメラや風向風速計のホームページから利用者が直接観測できるようになっている。

その他、テレビやインターネットで常に注意を払って収集し情報を提供していく。

また、遠航に出る艇についても、予想される気象情報を必要に応じて提供し、最低一日一回は連絡をしてもらう。

(3) 荒天時

強風波浪注意報等の発令が予想されるような状況においては、小型艇の出艇時には事務所屋上の吹流しが確認できる範囲で出港するよう十分注意を促す。さらに、事務所屋上に黄色の吹流しを掲揚して利用者全体に注意を促す。また、状況により港内放送を行う。

強風注意報発令時や風速が継続して13m/sを超えている場合は、事務所屋上に赤い吹流しを掲揚し、小型艇は出港禁止とする。この場合、クルーザー、モーターボートについては状況により出港禁止ではないが、注意を促す。

その他、小型艇が一時搬出等から帰港するときが出港禁止時と重なるような場合は、帰港を延ばすよう調整を促す。

(4) 津波注意報、津波警報、大津波警報が発令された際は、津波警戒避難標識の吹流しを事務所屋上に掲揚し海上や港内の利用者に周知する。

(5) 海上監視等

小型艇出港禁止になった場合、港内放送を行い、監視カメラ等を使い帰着状況を速やかに確認する。帰着の遅れている艇や状況の不明な艇については、監視船を出港させ、艇への注意、帰港の呼びかけ、レスキュー等を行う。

利用者からの救助要望を受けた場合は、レスキュー艇を出航させ救助活動を行う。

(6) A防波堤の開門時刻について

現在8時30分に開門対応を行っているA防波堤について、週末の利用ニーズ増加に伴い、7月、8月の土日祝日においては、8時に開門対応を実施する。利用者には、防波堤入口への掲示とホームページへの掲載により周知を行う。

A防波堤の開閉門については、従来どおり気象・海象の状況により所長又はハーバーマスターが判断する。

3. 施設の維持管理業務について

(1) 清掃等業務実施について

定期清掃については、利用者が常に安全かつ快適に利用できるよう努める。また、台風通過後や突然のトラブルにも迅速に対応し、原状回復を図る。

エリア		回数	内容	対応
定期清掃	ヨット保管施設、臨港道路附属駐車場、臨港道路、防波堤、管理事務所、港内公衆便所、緑地、船揚場（斜路含む）	1日1回	<ul style="list-style-type: none"> 塵芥物の除去 施設の水洗 汚物、危険物の除去 	アルバイト （日報により報告） 社員 非常勤社員
	船揚場（斜路）4カ所	2週間に1回（大潮時）	斜路の青海苔除去	社員 非常勤社員 アルバイト
随時清掃	港内全域、水面（泊地）	随時	<ul style="list-style-type: none"> 汚物、危険物等の除去 打ち上げゴミ処理 海藻除去 	社員 非常勤社員 アルバイト
	水面（泊地）	随時	油漏れ処理	社員 非常勤社員 アルバイト

(2) 港内巡視等業務実施について

エリア	回数	内容	対応
船舶保管地、係留施設	1日1回	<ul style="list-style-type: none"> 艇のロープ等の異常の有無確認 浮棧橋の状況確認 立ち入り禁止箇所の確認 	社員 非常勤社員
A防波堤	1日2回	<ul style="list-style-type: none"> 救命浮輪、ロープはしごの確認 立入禁止区域内への立入者への注意 火気使用者の有無 施設の損傷等の有無 	アルバイト （日報により報告） 社員 非常勤社員
施設全体	夜間及び休港日	施設全体の巡視	警備員 （報告書により報告）
施設全体	随時	<ul style="list-style-type: none"> 監視カメラによる不審者や無断着岸艇の発見 立入禁止区域への立入の監視 禁止行為の発見 	社員 非常勤社員 アルバイト

その他、台風接近時には、被害を最小限におさえるため、巡視による艇のロープ、増し舳のチェック。社員の管理事務所への泊り込みによる監視。台風通過時の港内巡視点検。台風通過後は被害状況の確認及び清掃活動等を迅速に行う。

(3) 保守点検、修繕等業務実施について

施設を安全で快適に利用できるよう、専門業者への委託により保守点検及び修繕等をおこなう。なお、保守点検については、決められた回数他にスタッフが点検を行い、修繕等については社員が点検を行った上で必要に応じて専門業者に依頼する。

	エリア	回数	内容
保守 点 検	自家用電気工作物管理業務	年 12 回	・保守点検業務（毎月 1 回）
	消防用設備等（自動火災報知器誘導灯、非常照明灯消火器） 防火対象物点検	年 2 回（6 ヶ月点検、1 年点検）	・機器点検及び総合点検
	自動ドア	年 4 回（2 ヶ所）	・機械及び付属機器の点検調整
	事務所エレベーター 保守点検	年 12 回	・保守点検業務（毎月 1 回） ・法定定期検査（毎年 1 回）
	受水槽清掃及び 水質検査	年 1 回	・清掃及び消毒 ・各部点検及び異物侵入防止
	駐車場保守点検	年 4 回	精算機、発券機、ゲート、感知機及びその他周辺機器の点検
修 繕 等	係留設備	随時	係留チェーン、シャックル、ロープ等の点検、取替
	港内施設塗装	随時	港内物見台階段、H鋼等の塩害による腐食防止のための塗装
	港内照明灯取替	随時	玉切れ、安定器等の点灯不良による照明灯取替
	港内水道等	随時	水道管漏水、水栓機器の不具合の取替
	スコーピラス・プロテクター	随時	エンジン点検修繕、船底塗装等
	青のり除去機	随時	モーター、ギヤー、電気系統の不具合の修繕

4. 駐車場管理業務について

平成 25 年 4 月より、利用料金の改正について利用者へ広く周知をし、利便性の向上に努める。また、引き続き機械の適切な維持管理を行い、故障時等は迅速に対応する。

- (1) 自動料金徴収機等の機械の日常点検を行うとともに、定期点検、消耗品の発注及び補充を行う。釣り銭切れ、駐車券切れとならないよう注意を払い、トラブル等にも速やかに対応する。
- (2) 高潮、高波等により駐車場内に越波が予想されるときは、臨時に駐車場の閉鎖を行うなど、安全確保について十分留意する。
- (3) 現金の取扱いについては特に慎重に行う。

5. 会議室及びシャワー室の利用承認業務について

利用希望者からの利用申込を受け、会議室等の利用承認を行う。

- (1) 利用承認においては、利用者間の平等利用に留意しながら公平かつ適切に行う。
- (2) 利用者が快適に利用できるよう常に備品等をチェックする。
- (3) 利用料金の徴収及び県への収納を行い、現金の取扱いについては特に慎重に行う。
- (4) 27 年度より神奈川県が運用をしている公共施設利用予約システムを導入し、インターネット予約を可能にできる様協議していく。

6. 災害等、荒天時における対応について

台風、津波、高潮、波浪等の気象警報の発令等には必要に応じ港に社員が待機し、巡視、点検、気象状況の把握、確認等を行う。

荒天時には、開放している A 防波堤について、越波等の状況により利用者の安全を考え臨時に閉鎖等の対応をする。また、台風等の接近が予想される場合は、事前に係留艇、陸置艇のロープ等の確認をし、状況に応じて事務所に泊まりこみ、巡視、監視等実施する。なお、必要に応じて被害状況を県に報告する。

津波注意報や警報が発令された場合には、平成 23 年度中に設置した「葉山港津波発生時行動マニュアル」を基に各スタッフの安全が確保されることを前提としたうえで、利用者の避難対応を最優先に行う。年に一回以上の避難誘導訓練を実施し、緊急時に迅速な対応に備える。

大規模な災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という）には、管理施設が神奈川県地域防災計画に定める緊急物資受け入れ及びヘリコプター臨時離着陸場として機能するよう、要請があった場合には協力するものとする。

その他、県や市町からの要請に対しても協力をする。

7. 利用促進、広報について

利用案内等を作成し、利用促進を図る。

また、弊社の広報誌やホームページに葉山港の行事等を掲載し、艇利用者以外にも葉山港の利用方法や葉山港で行われるイベント等を広く多くの人に知ってもらい、開かれ

たハーバー施設を目指す。

8. ハーバー施設の無休化について

利用者からのモニタリングアンケート結果を踏まえ、平成 26 年度から 30 年度の事業計画通りに神奈川県に提案をした通り毎週火曜日及び年末年始が休港日を無休化とし、あらゆるジャンルの多くの人に開られたハーバーとして利用していただき、利用者の利便性を図る。また、無休化により荒天時の避難や緊急救助要請にも迅速に対応できる体制を通年で行う。

葉山港自主事業計画書

(1) 海洋普及活動

①ヨットレース

すべての相模湾のマリーナに呼びかけて、相模湾一帯で行えるディンギーからクルーザーヨットまでが楽しめるヨットレースを開催する。

※別添で実施要項有り

②社会福祉活動

障害者団体と共催で社会福祉活動として、海岸清掃や障害者の方も参加ができる海の活動の道を開く事業を展開する。

③青少年の育成

青少年の育成の支援と海洋普及の為、近隣の幼稚園・小学校の子供たちが、海を通して自然と触れ合うリビエラ海洋塾を開催し、青少年の育成を行います。

※別添で実施要項有り

④釣大会の開催

オープン参加の釣り大会を年間2回開催し、通年艇や臨時利用の小型ボートの利用促進に繋げる。

※別添で実施要綱有り

⑤「海の駅」利用したイベント開催

平成24年11月に全国で139番目の「海の駅」に認定をされ、葉山港が海からの入口として周知できるよう、海の駅ネットワークや地域と連動した集客イベントを開催します。ヨットレースや、クルージング、安全講習会、マーケットなどのイベントへの参加を通じて、葉山港に限らず地域の商店や食事処、宿泊などの活性化に繋げることを目的とします。また、陸上からの利用者や観光客の来港者が増加するよう、「海の駅」をきっかけとし、葉山町の観光事業にもつなげるため、地元商工会や葉山町との協力関係を構築していく。

本年度具体的な取り組みとし、神奈川県が設立した「かながわシープロジェクト」の考える神奈川の海の魅力を発信する事を実践するため、相模湾周辺のクルージングを具体多的に進めていく。開かれた港として来港者がどなたでも気軽に乗船できる小型艇を1艇準備し、安価で海に親しめる環境を構築する。

⑥電気自動車の充電スポットを設置

神奈川県が推奨している電気自動車について、葉山港の県営駐車場内に充電スポットを設け、葉山港への訪問者増加と利用者への利便向上を図ることを実施検討する。また利用ニーズに合わせて、電気自動車を使用したカーシェアリングや電動自転車など、葉山港きっかけとした地域の観光事業に繋がる企画を立案する。

⑦自社の事業として運営をしている船舶免許事業を葉山港でも年に2回程度実施をし利用者やヨット部学生などを受講対象とした教室を開講する。学生については、これまで何度か逗子マリーナにて実施をしており、年々ニーズも高まっている。また、免許の更新については、5年に一度更新が必要であり利用者からのニーズもある為、更新講習の場所として葉山港が年に数回開催できるようにする。

※別添で実施要綱有り

(2) レンタルボート事業

① レンタルボートの継続

ヤマハの会員制レンタルボートクラブを導入し、利用者に対する特別会員制度を設け、セカンド艇としての利用と一般会員の利用も合わせて葉山港全体の利用増加を目的とする。26年度は2艇体制で実施してきたが、お客様のご要望や、江の島とのシーレーンの確立、レース運営や支援艇、一般クルーズ艇での使用を加味して、4艇体制で実施予定。過去の実績や利用ニーズを踏まえ、レンタルボートを2艇追加し4艇体制でチャーターを実施する。レンタルボート会員以外にも年間利用者やレース参加者が運営艇や支援艇で手軽に使用できる様、小型艇で安価な艇を準備する。

(3) 物品販売

① 移動販売・マリングッズ販売・修理関係キット・軽食販売等、利用者のニーズに合わせた物販利用者のニーズに沿った、マリングッズやTシャツ、タオルなど、利用者の声を取り入れた物販を事務所内に設置する。また、アルコール（ビール）を、手売りで神奈川県条例に基づき実施。

(4) 各種陸上イベントの展開

① 地域住民や地域団体との連携

地域、市町村と連携し葉山・相模湾のすばらしさをアピールする情報発信基地になる様、港内にパンフレット設置等を実施。

② フェスティバルの開催（夏季に開催）

管理事務所主催のフェスティバルを開催し、ケータリングカーによる飲食の提供や地元の特産品の販売、フリーマーケットやミニコンサートなど、来港者を増やすと共に、出店者や出演者の方も多く来港されるイベントを開催。自動車や船の展示など一般の方が多く集るイベントを開催します。メディアへの訴求も行い、開かれた港として一般の方に多く来港をいただける環境を整える。

※別添で実施要項有り

平成27年度 葉山港 人員配置計画書

役職	担当業務内容	人数	能力、資格、実務経験 年数等	雇用形態		職員の 年令層	一週間の 勤務時間	備考
				正規	その他			
所長	葉山港管理運営に関する総括	1	小型船舶操縦士免許1級 マリーナ安全管理者証	○		50代	40時間	
ハーバーマスター	利用承認・駐車場管理・第二物揚場管理	1	小型船舶操縦士免許1級 ヤマハマリン整備士3級 普通救命講習終了証	○		30代	40時間	
海洋普及課長	施設の広報・利用促進・海洋普及・物販	1	小型船舶操縦士免許1級 ヤマハマリン整備士3級 普通救命講習終了証		兼任	30～50代		
総務経理課長	総務経理/収入証紙管理	1	小型船舶操縦士免許1級 日商簿記3級		兼任	50代		
ハーバー課員	ハーバー・管理経理・受付窓口・海洋普及業務・清掃	1	小型船舶操縦士免許1級 第1級海上特殊無線技士 海技士 6級航海士	○		40代	40時間	
ハーバー課員	ハーバー・総務経理・受付窓口・海洋普及業務・清掃	5			パート	20～50代	25時間	
施設清掃管理主任	施設維持管理責任者/ハーバー/海洋普及業務	1	小型船舶操縦士免許1級 潜水士 / フォークリフト 海技士 4級(航海)(機関)	○		20代	40時間	
施設清掃管理員	清掃・施設全般の保守整備	2			パート	40代	20時間	
施設清掃管理員	清掃・施設全般の保守整備	2			パート	40～60代	40時間	

計 15